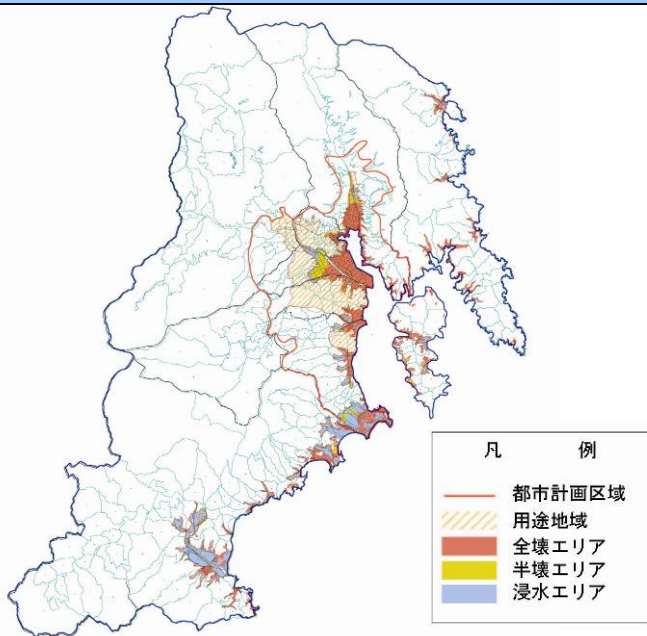




東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その10)

気仙沼市 調査総括表(1/12)

調査番号	その10	県名	宮城県	市町村名	気仙沼市			
1. 被害の状況等								
(1) 被災前の人口(H22.10.1)			(2) 浸水被害状況図					
総人口	73,489人							
年齢階級別人口								
項目	0-14歳	15-64歳	65歳以上					
人口	8,746	42,004	22,600					
比率	11.9	57.1	30.7					
(2) 人的被害の状況(H24.3.1)								
死者	1,032人							
行方不明者	324人							
(3) 都市計画等の状況								
都市計画区域	気仙沼都市計画区域							
市街化区域	区域区分無							
用途地域	用途地域指定有							
(4) 建物等被災の状況 ※割合は行政区域等の各区域に示す割合								
区域	総面積 (ha)	全壊区域		半壊区域		一部損壊区域		流出棟数
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	
行政区域	33,337	822.9	2.47	132.9	0.40	776.5	2.33	11481
都市計画区域	4,682	539.1	11.10	103.3	2.13	270.4	5.57	7637
用途地域	1,558.6	369.4	23.73	73.9	4.75	78.1	5.01	5449
2. 復興計画の策定状況								
(1) 復興計画等の策定状況								
	名称	策定年月日	委員会	パブリックコメント				
復興計画	気仙沼市震災復興計画	平成23年10月7日	有	有				
その他の方針・計画								
(2) 復興計画の策定方法等での特質(住民参加・大学との連携等・方向性の変更等)								
<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市震災復興市民委員会 (13回開催、気仙沼市の震災復旧・復興に向けた提言等の策定) ・「10年後の気仙沼市」作文募集 (7/27~8/26 募集、募総数 1,386点) ・気仙沼市震災復興計画に係るキャッチフレーズの選定 (9/5~9/16 募集、応募総数 148件) 								



気仙沼市 調査総括表(2/12)

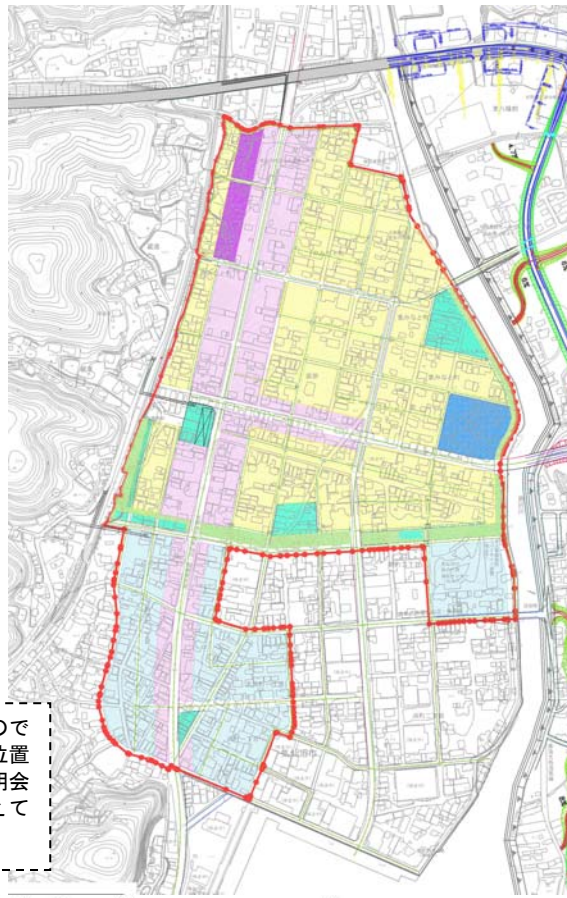
3. 復興計画の概要(市町村全体)		(3) 復旧構想図(市町村全体対象)	
<p>(1) 整備の基本的な考え方</p> <p>1. 防災・減災の基本的考え方(津波への対応) L1: 海岸堤防等の整備により、人命及び財産を守る。 L2: 人命を守ることを基本とし、避難を軸に避難ビルや避難道路の整備を図る総合的な減災対策を講ずる。 以上の観点から防災施設の整備、津波防災の観点からのまちづくりの推進、防災体制の充実を組み合わせた総合的な津波防災対策を図る。</p> <p>2. 防災・減災に対応した居住エリア・産業エリアの配置方針 「就寝時の津波にも命を守るまち」 「就業中、津波から確実に逃げるができる」</p>  <p>3. 防災・減災に対応した土地利用の考え方 ・震災復興をきっかけとした水産関連産業等の主要産業の高度化、活性化 ・少子高齢社会に対応した、持続可能なコンパクトな市街地・生活圏の形成 ・市民の生命及び財産を守る安全な住宅地の形成 ・気仙沼市固有の自然・歴史自然を守り、活かした地域の再生</p>		<p>(2) 整備にあたっての基本的な方針</p> <p>海岸堤防整備方針 ・L1 対応の海岸堤防等の整備 (T.P. 5.0m~14.7m)</p> <p>河川堤防整備方針 ・海岸堤防の高さとあわせた整備</p> <p>2線堤等の方針(含む緑地) ・鹿折地区の緩衝帯緑地の嵩上げ</p> <p>市街地整備の方針 ・津波や土砂災害の危険性の少ない高台や内陸部、嵩上げ・盛土された既成市街地において住宅地の形成</p> <p>交通体系の方針 ・JR 大船渡線と気仙沼線の早期復旧 ・三陸自動車道の延伸と I.C. 整備にあわせた幹線道路の整備</p> <p>避難体系の方針 ・防潮堤の復旧、避難路の整備、避難ビルの等により L2 規模の津波災害時に人命の安全性の確保</p> <p>産業地域の復旧方針 ・被災した産業地帯において水産業の再配置、都市基盤の再整備を行い、水産業の高度化を図る</p>	 <p>至 陸前高田市 至 一関市 至 南三陸町</p> <p>国道284号 大船渡線 気仙沼バイパス 三陸自動車道 国道45号 国道346号 気仙沼線</p> <p>住宅等をかさ上げ地区等に集約 住宅を高台や内陸に移転 住宅を高台や内陸に移転</p> <p>市街地(用途地域) 集落 住宅と非住宅系施設を地区内で分離する区域(今日の津波で全壊等の被災を受けた区域) 住宅を制限する区域(今日の津波で全壊等の被災を受けた区域) 急峻な地形であり、緑や景観を保全し、市街地の被散を防止する区域</p> <p>将来都市構造図</p> <p>※本図面はまちづくりの考え方を示したものであり、特に漁村集落地域の住まいの移転及び集約などについては、今後地域の皆様との協議により、詳細に検討していきます。</p>
<p>地区別の方針の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・L1の規模の津波に対応した防潮堤、市街地の嵩上げなどの多重防御により、住居エリアの安全性を確保する。 ・L2の規模の津波発生時は原則として高台、津波避難ビルなどへ避難する。 ・沿岸部の産業エリアでは、堅牢・耐火構造物化を図り安全性を高める。 ・早期の産業復旧を実現する区域を定め、優先的に都市基盤を整備する。 ・地域内で適切な土地利用を誘導し、住・商・工の混在を解消する。 ・住宅の移転跡地は産業用地、公園用地などに土地利用転換を図る。 ・用途地域内の未利用地を活用した安全な居住地への移転を促進する。 			
地区名	復興の基本的な考え方		
鹿折地区	・鹿折地区では、盛土嵩上げゾーンに安全で利便性の高い住宅地の再建を図るとともに、低地ゾーンに産業・業務市街地の再建を図る。盛土による嵩上げゾーンに対する津波被害の緩衝帯となる緑地を整備する。		
魚町・南町地区	・魚町・南町地区では、防潮堤の整備、もしくは嵩上げによる安全で活気のある住商混在の町の再生を図る。地域固有の歴史的な街並みを継承していくルールづくりを進める。		
南気仙沼・神山川右岸・赤岩港地区	・南気仙沼地区では、盛土嵩上げゾーンに安全で利便性の高い住宅地の再建を図るとともに、低地ゾーンに魚市場への近接性をいかした産業・業務市街地の再建を図る。 ・神山川右岸、赤岩港地区では、低地ゾーンに産業系用途の市街地の形成を図るとともに、L2津波に対する安全性の確保が困難な既存の住宅地は、高台や内陸部に新たな住宅地を形成する。		
松岩・面瀬地区	・低地ゾーンに産業系用途の市街地の形成を図るとともに、L2津波に対する安全性の確保が困難な既存の住宅地は、高台や内陸部に新たな住宅地を形成する。		
漁村・集落地区	・被災規模が大きく、防潮堤・河川堤防を整備しても、住宅や人命の安全性の確保が難しい集落にある住宅については、集落内外の高所・高台への居住地移転などの支援を図る。また、集団移転を図る際には、小学校区などの地域コミュニティを踏まえた居住地の配置を行う。 ・比較的被害の少ない漁村集落においては、既存集落内での津波被害のない高所への移転による居住地整備を図る。		

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その10)

気仙沼市(町・村) 調査総括表(3/12)

4. 地区別復興方針(1)		鹿折地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	62.3	都市計画	都市計画区域	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	鹿折地区の南部は、主に水産加工業に関する工場や倉庫、小規模な商店が住宅地に混在して分布していた地域である。地区の北部は、住宅地が土地利用の中心となっていた地域である。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：7.0m 流出棟数；全壊 - 1055 世帯、大規模半壊 - 89 世帯、半壊：16 世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	土地利用の秩序化・産業の活性化を図るため、地区内に点在する住宅地、工場や倉庫及び商店の集約化を図り、敷地の大規模化と配置転換を促進する。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○整備の有無；現行嵩上げ ○堤防高：TP+5.0 (想定津波：L1) ○整備主体：宮城県 ○河川堤防の考え方：L1 対応 ○二線堤の考え方：ー 				
市街地の整備方針	基本的方針	当該復興推進地域(62.3ha)のうち、40.5ha について土地区画整理事業により道路等の公共施設整備を行う。地盤の嵩上げ部については専用及び住工併用住宅を主に、安全で良好な市街地を形成するとともに、緑地帯を隔てた低地部については、工場等の集約と沿道商業地の形成を図る。			
	現位置整備地区の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○嵩上げ盛土の有無；有 (TP+5.5m (想定津波：L2)) ○土地利用の変更；検討中 ○整備手法；被災市街地復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業等 			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方 <ul style="list-style-type: none"> ○移転先；地区内盛土ゾーン、地区外 ○整備手法；被災市街地土地区画整理事業、防災集団移転促進事業 ○移転の対象、方法；移転促進区域内の住宅→防災集団移転促進事業 産業、商業用途、盛土ゾーンの宅地→被災市街地復興土地区画整理事業等 ○移転地の土地利用方針；検討中 			
	土地利用規制の方針	・災害危険区域内は、建築基準法第 39 条により住居系用途を制限する。			
	公共公益施設の方針	・総合市民福祉センターの嵩上げ部への移転を検討中。			
	その他特記すべき方針	早期の産業復旧実現するためのエリアを定め、優先的に都市基盤を整備する。			
	整備スケジュール	H24 年度着工、平成 27 年度竣工 (予定)			
避難計画の考え方	地区に隣接する高所・高台への避難経路を充実・強化するとともに、想定される津波到達時間までに、高台への避難が困難な街区に避難ビルの設置・指定を図る。				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	早期再建希望事業者の把握。				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
都市構造現状維持案、都市構造再編案 (内陸移転) の比較検討を行った。	定住意向調査で、一定数の住民が嵩上げた現地での居住を希望しているため、都市構造現状維持案と内陸移転案との組み合わせを採用した。				

(5)地区別構想図



※図は、現在検討中のものであり、具体的な面積・位置は、意向調査や地元説明会等でのご意見を踏まえて今後確定します。



凡 例	
	復興推進地域
	商業系土地利用
	住宅系土地利用
	工業系土地利用
	公園・緑地
	災害公営住宅
	公益施設用地

(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2)

市街地整備がない場合

市街地整備後

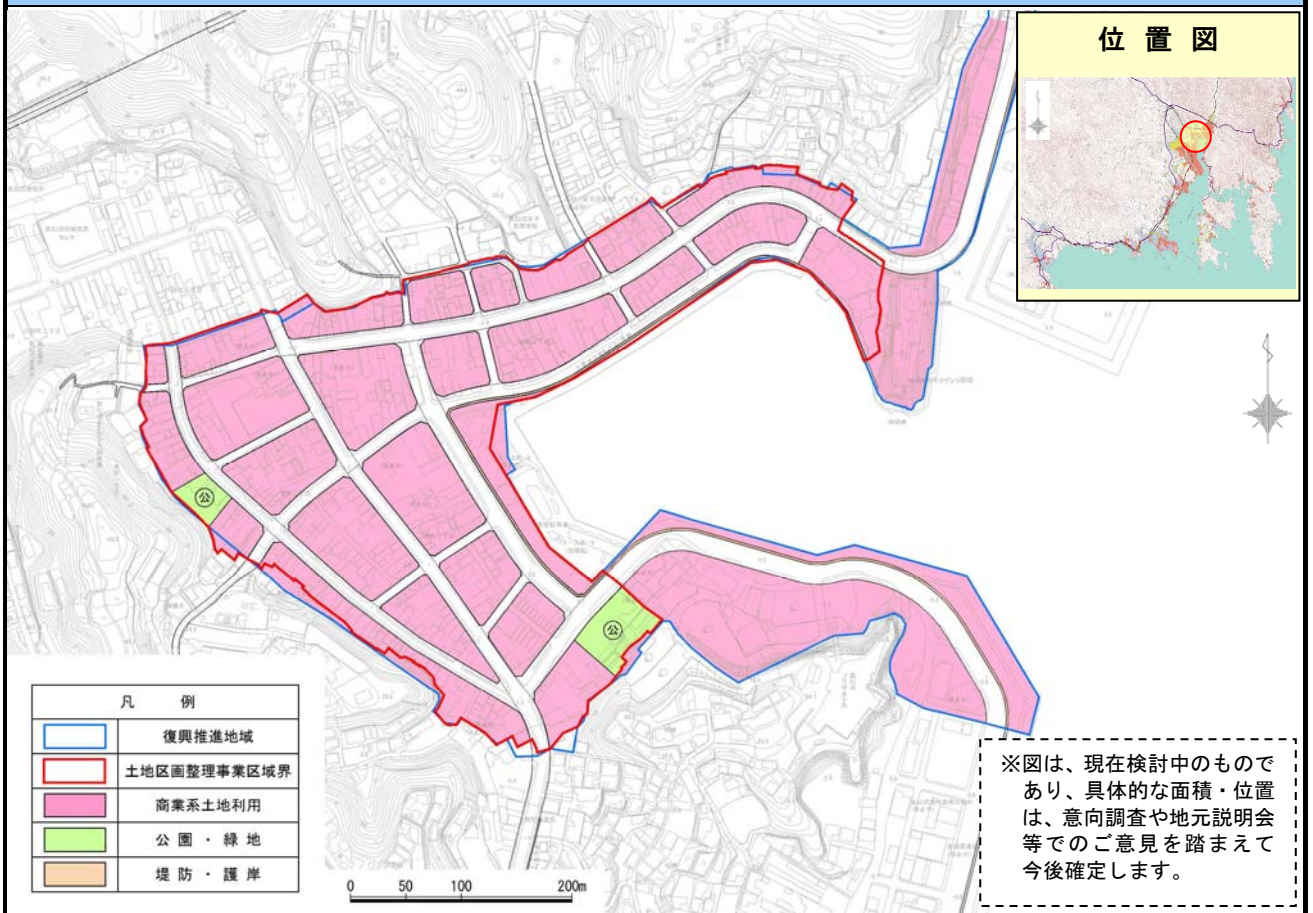
現在、実施中

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その10)

気仙沼市(町・村) 調査総括表(5/12)

4. 地区別復興方針(2)		魚町・南町地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	19.1	都市計画	都市計画区域	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	魚町・南町地区は気仙沼湾の最奥部(内湾)にあり、古くから形成された港町を母体を中心市街地として発展し、多様な商業・業務施設が集積した地区となっている。				
被災の状況	今次津波最大浸水深: 7.0m 流出棟数; 全壊 - 336 世帯、大規模半壊 - 5 世帯、半壊: 3 世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	気仙沼市固有の歴史的建築物によって形成されていた街並みの特徴を継承できるように、地元の方々と一緒に形態・意匠などのルールづくりを進めることが必要である。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-④				
堤防等の整備方針	<input type="checkbox"/> 整備の有無; 検討中 <input type="checkbox"/> 堤防高; 検討中 <input type="checkbox"/> 整備主体; 宮城県 <input type="checkbox"/> 河川堤防の考え方; - <input type="checkbox"/> 二線堤の考え方; -				
市街地の整備方針	基本的方針	レベル1の規模の津波に対応した防潮堤もしくは市街地の嵩上げにより、魚町・南町地区の住居エリアの安全性を確保する。 地域内で適切な土地利用を誘導し、住・商・工の混在を解消するとともに、観光の拠点、賑わいの拠点として早期復興を目指す。			
	現位置整備地区の方針	<input type="checkbox"/> 嵩上げ盛土の有無; 検討中 <input type="checkbox"/> 土地利用の変更; 検討中 <input type="checkbox"/> 整備手法; 被災市街地復興土地区画整理事業、市街地再開発事業			
	移転区域の方針	<移転区域の範囲・考え方> <input type="checkbox"/> 移転先: - <input type="checkbox"/> 整備手法: - <input type="checkbox"/> 移転の対象、方法: - <input type="checkbox"/> 移転跡地の土地利用方針: -			
	土地利用規制の方針	検討中			
	公共公益施設の方針	検討中			
	その他特記すべき方針	親水性が高いが、津波・高潮被害から無防備の港町から、海に親しみつつ、暮らしを守る市街地へ再構築する。			
	整備スケジュール	H24 年度下半期(予定)			
避難計画の考え方	レベル2の規模の津波発生時は原則として高台、津波避難ビルなどへ避難する。 沿岸部の建物の堅牢・耐火構造物化を図り、安全性を高める。				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮機能(防潮堤、嵩上げ盛土等)に対する地元との合意形成 ・まちづくりコンペでの提案内容を踏まえた事業化の具体検討 				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
現状維持案での防潮堤、又は嵩上げ盛土等により市街地を防護する案の比較検討を行った。	定住意向調査で、約半数の住民が現地での居住を希望しているため、現状維持案での防潮堤もしくは嵩上げ盛土等による安全性を確保する案を採用した。				

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2)

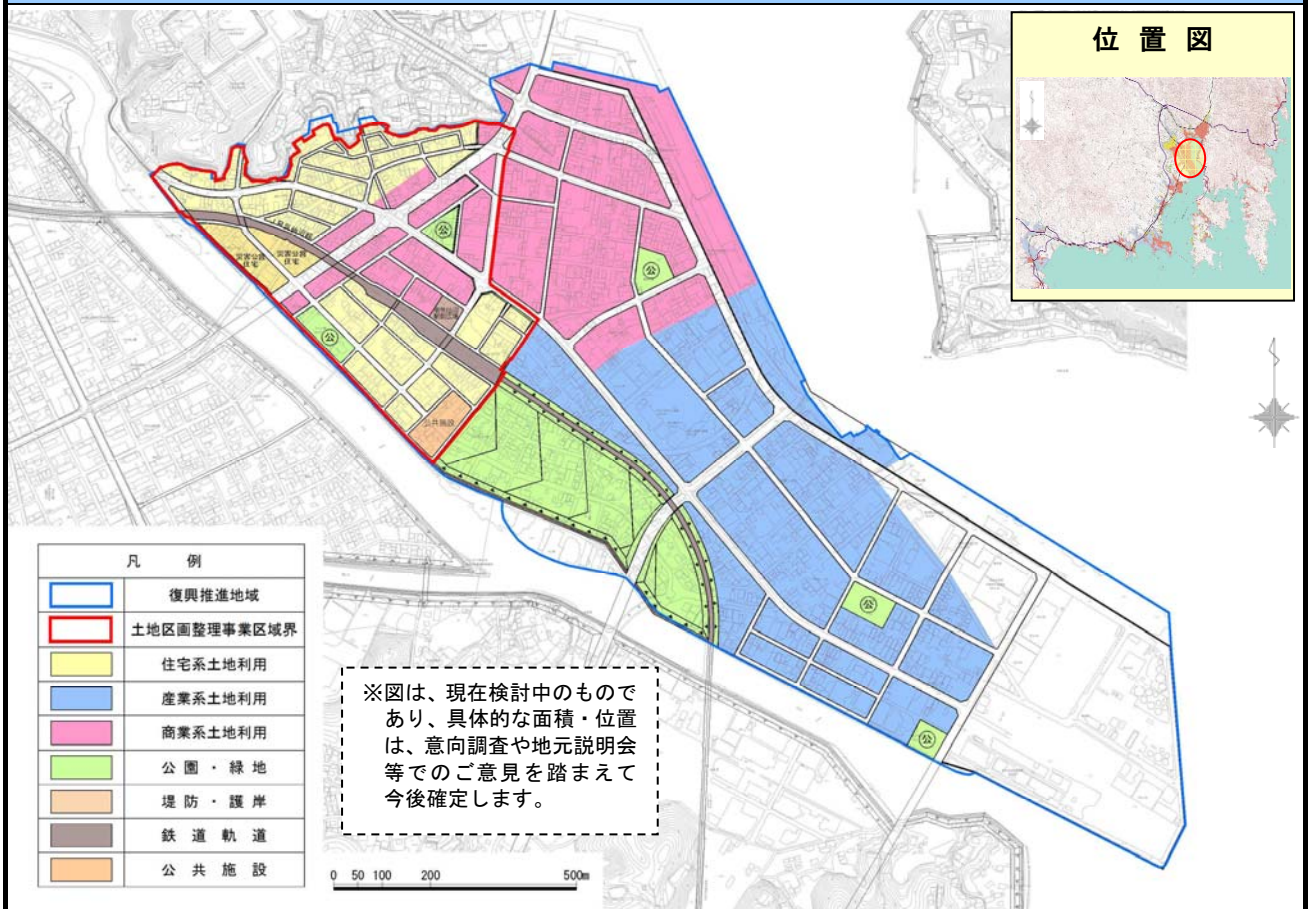
市街地整備がない場合	市街地整備後
	<div data-bbox="1034 1615 1350 1677" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 現在、実施中 </div>

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その10)

気仙沼市(町・村) 調査総括表(7/12)

4. 地区別復興方針(3)		南気仙沼地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	99.6	都市計画	都市計画区域	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	南気仙沼地区は主に地区東部の沿岸部において、大規模事業者による水産業関連の大規模工場・倉庫が立地している一方で、地区西部や内陸部には、住宅併用型の工場・事務所と住宅が混在した市街地が形成されていた。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：12.0m 流出棟数：全壊 - 1137 世帯、一部損壊：7 世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	住宅や住宅併用型の工場・事務所については地区内外の高所・高台への移転を支援する一方で、散在する住宅跡地の近隣事業所への斡旋、住宅跡地の買い取り・集約による産業用地の供給などによる事業継続意欲のある事業所敷地の大規模化と配置転換を促進し、産業の活性化を図る。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○整備の有無：現行嵩上げ ○堤防高：TP+ 5.0～7.2 (想定津波：L1) ○整備主体：宮城県 ○河川堤防の考え方：L1 対応 ○二線堤の考え方： — 				
市街地の整備方針	基本的方針	地区内(99.6ha)のうち約 30ha において土地区画整理事業により地盤の嵩上げや道路網の整備を行い、地区内での居住・事業継続を希望する方々の専用住宅、併用住宅、小売店等からなる安全で良好な市街地づくりを進める。			
	現位置整備地区の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○嵩上げ盛土の有無：有 (TP+3.5m (想定津波：L2)) ○土地利用の変更：検討中 ○整備手法：被災市街地復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業等、漁港施設機能強化事業 			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方 <ul style="list-style-type: none"> ○移転先：地区内盛土ゾーン、地区外 ○整備手法：被災市街地土地区画整理事業、防災集団移転促進事業 ○移転の対象、方法：災害危険区域内の住宅→防災集団移転促進事業 産業、商業用途、盛土ゾーンの宅地→被災市街地復興土地区画整理事業等 ○移転地の土地利用方針：検討中 			
	土地利用規制の方針	災害危険区域内は、建築基準法第 39 条により住居系用途を制限する。			
	公共公益施設の方針	JR 気仙沼線を現位置にて再建予定 (鉄道事業者とは未調整)。 気仙沼中央公民館・体育館等を盛土嵩上げゾーンへ移設を検討中。グラウンドは低地部のグラウンドエリアへ移設予定。			
	その他特記すべき方針	事業者の意向を踏まえた、段階的・効果的な操業環境を再建する。			
	整備スケジュール	H24 年度上半期 (予定)			
避難計画の考え方	原則として、上層階や近隣の高所・高台への避難が可能な地域では、低層階への居住制限や土地区画整理事業などの基盤整備により、安全で良好な市街地の形成を図る。その他、レベル 2 の津波に対する安全性の確保が困難な既存の住宅地については、地元住民の意向を踏まえて、高台や内陸部に新たな住宅地の形成を図る。				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	早期再建希望事業者の把握。				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
都市構造現状維持案、都市構造再編案 (内陸移転) の比較検討を行った。	定住意向調査で、一定数の住民が嵩上げた現地での居住を希望しているため、都市構造現状維持案と内陸移転案との組み合わせを採用した。				

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2)

市街地整備がない場合	市街地整備後
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>現在、実施中</p> </div>

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その10)

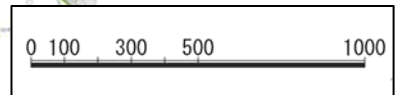
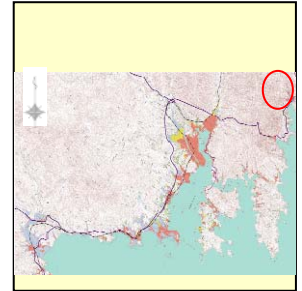
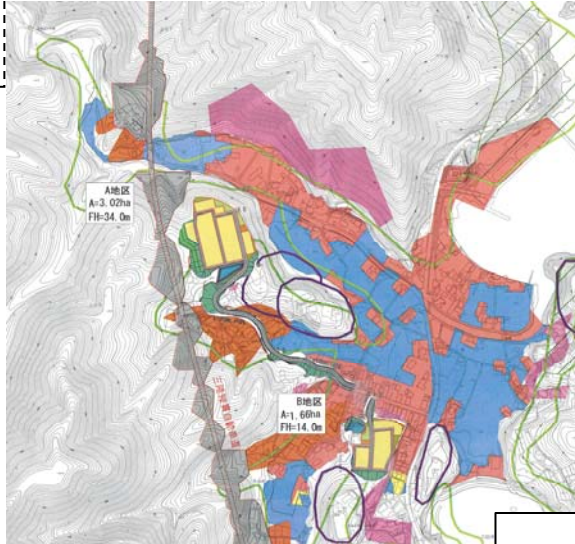
気仙沼市(町・村) 調査総括表(9/12)

4. 地区別復興方針(4)		大沢地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	16.4	都市計画	都市計画区域外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	本地域は、丘陵や山林が地形の多くを占めており、漁港を中心として平地部に集落が形成されている。平地部では、住宅地の他、商業、農地等に利用されている。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：11.0m 全壊：138世帯、大規模半壊：1世帯、一部損壊：2世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	今後20年以内に55歳以上が5割を超えること(準限界集落化)が想定されていることから、自主避難等をはじめ地域住民による自治活動に障がいが生じることが懸念されている。そのため、より安全な場所での居住地の再建を通じて、年齢構成のバランスのとれた持続可能な地域コミュニティの形成を図ることが必要となる。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	○整備の有無；現行嵩上げ ○堤防高：TP+8.0(想定津波：L1) ○整備主体：宮城県 ○河川堤防の考え方：L1対応 ○二線堤の考え方：—				
市街地の整備方針	基本的方針	今回の津波で全壊等の甚大な被害を受けた区域を中心に、住宅等の立地を制限する区域を設けるとともに、住民意向を踏まえて、高所の既存集落内及びその周辺の低未利用地、津波や土砂災害等の自然災害の危険性の少ない高台等を活用した新たな居住地の整備を図る。			
	現位置整備地区の方針	—			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方 ○移転先：唐桑町台の下、唐桑町荒谷前の高台 ○整備手法：防災集団移転促進事業 ○移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 ○移転地の土地利用方針：検討中			
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第39条により住居系用途を制限する。			
	公共公益施設の方針	検討中			
	その他特記すべき方針	移転候補地は、三陸縦貫自動車道の検討ルートに隣接するため、三陸縦貫自動車道計画との整合を図ることが必要となる。			
	整備スケジュール	H24年度上半期(予定)			
避難計画の考え方	避難地となる高台などと接続し、速やかな避難を可能にする道路を整備・強化します。				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	事業費の抑制、移転先の地権者合意				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
既存集落周辺で、比較的傾斜が緩く、かつ、一定規模の平場を有する高台4箇所を選定して比較検討を行った。	住民要望や、用地取得のし易さ、移転後の生活環境等を考慮し、選定した。				

気仙沼市(町・村) 調査総括表(10/12)

(5)地区別構想図

※図は、現在検討中のものであり、具体的な面積・位置は、意向調査や地元説明会等でのご意見を踏まえて今後確定します。



凡 例	
	保安林
	森林法 地域森林計画対象民有林
	特別地域 (第1種)
	自然公園法 特別地域 (第2種・第3種)
	普通地域(斜線は海上)
	農用地区域
	急傾斜地崩壊危険箇所
	土石流危険区域
	埋蔵文化財包蔵地
	被災範囲(全壊、半壊、浸水)

(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2)

市街地整備がない場合	市街地整備後
	<div data-bbox="995 1594 1315 1659" data-label="Text"> <p>現在、実施中</p> </div>

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その10)

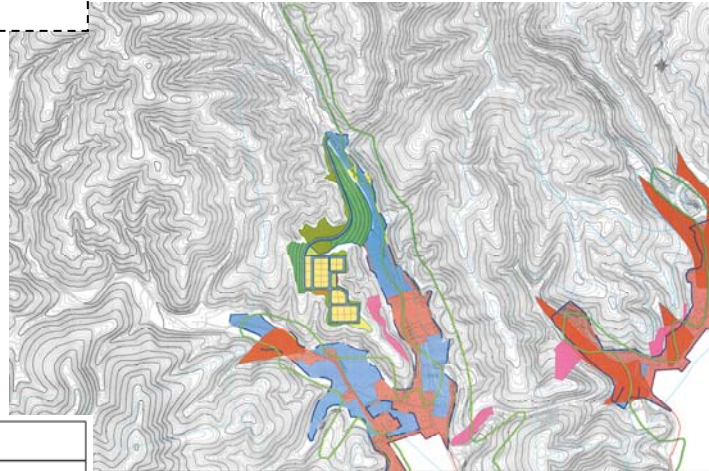
気仙沼市(町・村) 調査総括表(11/12)

4. 地区別復興方針(5)		舞根2地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	5.5	都市計画	都市計画区域外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	本地域は、丘陵や山林が地形の多くを占めており、漁港を中心として平地部に集落が形成されている。平地部では、住宅地の他、農地等に利用されている。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：14.0m 全壊：38世帯、大規模半壊：1世帯				
復興方針策定上留意すべき特徴	今後20年以内に55歳以上が5割を超えること(準限界集落化)が想定されていることから、自主避難等をはじめ地域住民による自治活動に障がいが生じることが懸念されている。そのため、より安全な場所での居住地の再建を通じて、年齢構成のバランスのとれた持続可能な地域コミュニティの形成を図ることが必要となる。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	○整備の有無；現行嵩上げ ○堤防高：TP+9.0(想定津波：L1) ○整備主体：宮城県 ○河川堤防の考え方：－ ○二線堤の考え方：－				
市街地の整備方針	基本的方針	今回の津波で全壊等の甚大な被害を受けた区域を中心に、住宅等の立地を制限する区域を設けるとともに、住民意向を踏まえて、高所の既存集落内及びその周辺の低未利用地、津波や土砂災害等の自然災害の危険性の少ない高台等を活用した新たな居住地の整備を図る。			
	現位置整備地区の方針	－			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方 ○移転先：唐桑町東舞根、漁港直近の高台 ○整備手法：防災集団移転促進事業 ○移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 ○移転地の土地利用方針：検討中			
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第39条により住居系用途を制限する。			
	公共公益施設の方針	検討中			
	その他特記すべき方針	移転候補地の北側は、唐桑最短路(宮城県整備主体)の計画ルートとなっているため、唐桑最短路整備計画との整合を図ることが必要となる。			
	整備スケジュール	H24年度上半期(予定)			
避難計画の考え方	唐桑最短路整備計画との整合を図りつつ避難地となる高台などと接続し、速やかな避難を可能にする道路を整備・強化する。				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	取付道路以外の災害避難路の計画が要望されている。				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
漁港の西側の高台および、平地の盛土による移転案との比較検討を行った。	地元住民の要望を加味した当該移転先が生活環境面、経済性で最も優位となった。				

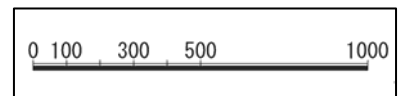
気仙沼市(町・村) 調査総括表(12/12)

(5)地区別構想図

※図は、現在検討中のものであり、具体的な面積・位置は、意向調査や地元説明会等でのご意見を踏まえて今後確定します。



凡 例	
	保安林
	森林法 地域森林計画対象民有林
	特別地域(第1種)
	自然公園法 特別地域(第2種・第3種)
	普通地域(斜線は海上)
	農用地区域
	急傾斜地崩壊危険箇所
	土石流危険区域
	名称 埋蔵文化財包蔵地
	被災範囲(全壊、半壊、浸水)



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2)

市街地整備がない場合	市街地整備後
	<div data-bbox="1002 1626 1318 1688" data-label="Text"> <p>現在、実施中</p> </div>